

伊保庄園防災マニュアル

平成28年4月

(令和2年8月一部改正)

目 次

防災マニュアル

I 目的等

- 1 目的
- 2 防災対策委員会の設置

II 平常時の対策

1 立地条件と災害予測

- (1) 施設の立地条件

- (2) 予想される災害

2 組織体制・役割分担

3 連絡体制の整備

- (1) 職員に対する防災連絡体制

- (2) 防災関係機関等緊急連絡先

4 職員の招集・参集基準

- (1) 招集・参集基準

- (2) 参集時及び参集できない場合の対応

- (3) 職員携帯カード（職員防災ポケットブック）の携行

5 施設利用者の情報

- (1) 施設利用者名簿等の作成

- (2) 施設利用者名簿等の保管

6 情報の収集

7 施設の休業判断等（ショート等）

- (1) 災害時の臨時休業の判断基準

- (2) 決定の手順等

- (3) その他

8 避難の判断基準

9 避難の方法

- (1) 施設内に避難する場合

- (2) 施設外に避難する場合

- (3) 避難経路

- (4) 避難に当たっての留意事項

- (5) 配車計画

- (6) 持ち出し物品の準備

10 食料等備蓄品の準備

11 施設、設備の定期的な点検

12 施設周辺の定期的な点検

13 ライフラインが途絶えた場合の対応

1 4 地域住民とのネットワークづくり

1 5 職員への防災教育

1 6 防災訓練の実施

III 災害時の対応

1 風水害（台風・大雨災害）

(1) 災害時の行動手順

(2) 具体的な行動手順

① 災害対策本部の設置

② 情報の収集

③ 施設周辺の点検

④ 職員の招集・参集

⑤ 担当業務の内容の確認や準備

⑥ 職員や利用者への周知（定期的な情報提供）

⑦ 事業所の休業判断等

⑧ 避難

⑨ 家族への報告

⑩ 健康管理とメンタル対策

⑪ 他の施設への受入要請

2 地震(津波)

(1) 災害発生時の行動手順

(2) 具体的な行動手順

① 緊急地震速報(震度6以上)の発表

② 身の安全確保

③ 火元確認等

④ 出口及び通路の確保

⑤ 安否確認(第1次)

⑥ 職員の参集及び災害対策本部の設置

⑦ 館内放送

⑧ 入所者等の安全確認

⑨ 救護活動

⑩ 情報の収集と連絡

⑪ 施設内外の点検

⑫ 避難

⑬ 家族への報告

⑭ 健康管理とメンタル対策

⑮ 他の施設等への受入要請

□ 様式

別表 1	防災隊
別表 2	非常連絡系統図
別表 3-①	緊急連絡先一覧表(行政・病院等)
別表 3-②	施設設備管理・修繕等依頼業者一覧
別表 4	対応別避難誘導方法一覧表
別表 5	施設利用者緊急連絡先一覧表
別表 6	避難時配車計画表
別表 7	非常持ち出し一覧表(別表 7-①～別表 7-④)
別表 8	備蓄リスト(別表 8-①～別表 8-③)
別表 9-①	安全対策チェックリスト
別表 9-②	設備チャックリスト
別表 10	施設周辺点検リスト
別表 11	防災教育・訓練計画表
別表 12	訓練用災害行動手順チェックシート
別表 13-①	利用者の安否確認チェックリスト兼報告書(入所)
別表 14-①	建物・設備等の被害状況チェックリスト兼報告書
別表 14-②	大型設備等の点検リスト
別表 15	被害状況報告書
別表 16	職員安否確認チェックリスト
別表 17	防災隊活動要領及び編成
別表 18	施設内の避難場所(土砂災害)
別表 19	施設周辺の避難場所(土砂災害)
別表 20	施設外の避難場所(津波①)
別表 21	施設外の避難場所(津波②)
別添 1	職員携帯カード(職員防災ポケットブック)
別添 2	災害時の臨時休業判断基準
別添 3	災害時におけるライフライン対策(代替策)
別添 4	入所者引継カード
別添 5	非常災害時相互応援協定書

□ 参考資料

参考 1	臨時休業判断基準例示(伊保庄園の基準)
参考 2	○○園の共助マップの例
参考 3	風水害発生時(事前準備が可能な災害)における行動基準のフロー
参考 4	地震発生時(予測困難な中の備えが必要な災害)における行動基準のフロー
参考 5	地震発生場面での職員の対処行動の例示(灘海園の例)
参考 6	災害発生時の対応等(例示)※ 石川県防災計画作成指針より抜粋

- 防災マニュアル(資料編)
警報・注意報発表基準一覧表等

I 目的等

1 目的

このマニュアルは、特別養護老人ホーム伊保庄園（以下「伊保庄園」という。）における地震、暴風等の防災対策について、必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

また、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づき、津波及び土砂災害防止法第8条の2に基づき、土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする

なお、当マニュアルは、消防計画と相互に補完して、防災及び減災への意識とその実行性を高めるとともに、事業継続計画（BCP）の初動対応等としての位置付けを有する。

2 防災対策委員会の設置

災害発生時の防災に関する業務を行う者の組織は、別表1「防災隊」とし、その編成及び任務を別表17「防災隊活動要領及び編成」のとおりとする。防災業務の適切な実施を図るため、防災対策委員会を設置し、防災上の基本的な事項を協議する。

なお、当該マニュアルにおける防災対策委員会は、当園消防計画第3条に規定する「消防・防災対策委員会(以下「委員会」という。)とする。

II 平常時の対策

1 立地条件と災害予測

(1) 施設の立地条件

当園は、海岸に隣接しており、津波・高潮等の影響を受けやすい。

また、施設南側は、大雨等による急傾斜地の崩壊の危険がある山に隣接している。

このため、「柳井市地域防災計画」において、高潮・津波浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における「要配慮者利用施設」として位置付けられている。

【警戒区域の指定等】

- 「南海トラフ巨大地震」「周防灘断層群主部地震」を想定した津波災害警戒区域の指定
※ 県が公表した津波浸水想定図によると、基準水位は最高1.9m
施設内0.7~1m
- 高潮警戒の指定区域
- 土砂災害警戒区域の指定 (敷地・建物の一部(2、3棟と5、6棟)が該当)

※ 詳細は、「柳井市防災マップ」による。

(2) 予想される災害

台風等の風水害や地震発生時には、次のような災害が想定される。

台 風

台 風	1 台風に伴う飛来物による建物等の破損の可能性 2 台風到来時で大潮かつ満潮となった場合、冠水の可能性
大 雨	1 隣接の急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生 南側の敷地と建物の一部(2、3棟と5、6棟)に土砂が流入
地 震	1 「南海トラフ巨大地震」最大震度6弱の可能性 2 建物の一部ひび割れ・損壊の可能性 3 地震後の津波（2m程度）の可能性

2 組織体制・役割分担

災害発生時の防災に関する業務を行う者の組織は、別表1「防災隊」とし、その編成及び任務を別表17「防災隊活動要領及び編成」のとおりとする。

実際に災害が発生した際には、別表17「防災隊活動要領及び編成」を基に、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。

3 連絡体制の整備

(1) 職員に対する防災連絡体制

緊急時の職員への連絡体制は、別表2「非常連絡系統図」のとおり。

(2) 防災関係機関等緊急連絡先

緊急時の関係機関等への緊急連絡先は、別表3-①・②（BCPの様式⑥-1、⑥-2と同じ）のとおり。

4 職員の招集・参集基準

(1) 招集・参集基準

災害時における職員の招集・参集基準は次のとおり

災害種別	災害関連情報	対象職員
大雨、暴風、暴風雪	次のいずれかの警報が発表され、当該地域に相当規模の災害の発生又は発生の恐れがあると施設長が判断したとき ① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 暴風雪警報 ④ 特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)	園長 園長からあらかじめ指定された職員
地震、津波	震度5の地震が発生した時又は津波警報が発表されたとき	役付職員 ※ 指定職員
	特別警報が発表されたとき	全職員

	(震度 6 以上の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたとき) ※ ただし、津波については、その規模、到達時間等を勘案して、園長が判断した場合は、この限りではない。	
--	--	--

※ 指定職員とは、徒歩又は自転車等で 30 分以内に出勤が可能な職員のうち、園長が指定する職員

(2) 参集時及び参集できない場合等の対応（地震・津波の場合のみ）

震度 5 の地震が発生（又は津波警報が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役付職員及び指定職員は、家族の安全確保等を図った上で、施設利用者の対応に資するため、施設に参集する。 ○ その他の職員は、園長の指示があるまで自宅待機とともに、施設又は上司に安否を連絡する。
震度 6 以上の地震が発生（又は大津波警報が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所属する施設への参集が困難なときは、速やかにその旨を所属する施設又は他の職員に連絡し、最寄りの事業団施設に参集する。 ○ 最寄りの事業団施設に参集した職員又はいずれの施設にも参集できない職員は、速やかにその旨を所属する施設又は他の職員に連絡する。

(3) 職員携帯カード（職員防災ポケットブック）の携行

職員は、別添 1 「職員携帯カード（職員防災ポケットブック）」を常時携帯するとともに、家族等にも災害時の対応等について周知を図っておくこと。（様式は B C P の様式⑮と同じ）

5 施設利用者情報

(1) 施設利用者対応別避難誘導方法及び緊急連絡表

災害等に備え、施設利用者情報を、別表 4 「対応別避難誘導方法一覧表」にまとめるものとする。

また、災害発生時の連絡先として、別表 5 「施設利用者緊急連絡先一覧表」にまとめるものとする。

(2) 施設利用者名簿等の保管

個人情報保護の観点から当該一覧表の保管・管理には細心の注意を払うものとする。また、紙ベースに印刷して、園長室の保管庫及び事務室の耐火金庫に保管する。

6 情報の収集

災害時には、常にテレビ、ラジオ、インターネット等を通じて最新の情報を入手するものとする。

◆ 災害関連情報関連のホームページ

●気象情報 (下関地方気象台)

<http://www.jma-net.go.jp/shimonoseki/index.html>

●山口県の防災・災害情報（防災やまぐち）

☆ トップページ

http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/portal-top/index.html

☆ お役立ち情報

http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/static/content_s01.html

気象情報・観測情報等

・山口県土木防災情報

・山口県土砂災害ポータル

・山口県高潮防災情報システム

・下関地方気象台

・日本気象協会 tenki.jp

・JWA: 日本気象協会 等

◆ Lアラート

- ・山口県は、Lアラートと連携し、TV・ラジオ・インターネット等を通じて県民向けに防災情報を発信している。

※『Lアラート』

避難勧告等の防災情報を集約し、多様なメディアを通じて住民に情報配信する全国的な共通基盤システム

◆ SNS

- ・SNS (twitter, facebook) により防災情報を発信

<SNS アカウント等>

SNS	アカウント名	
twitter	山口県防災	https://twitter.com/pref_byamaguchi
facebook	山口県防災	https://www.facebook.com/bousai.yamaguchi

7 施設の休業判断等（短期入所等）

(1) 災害時の臨時休業の判断基準

別添2「臨時休業の判断基準」のとおり

(2) 決定の手順等

園長は、各種気象情報等を勘案の上、休業の決定を行う。

休業する場合は、事前に定めた手順により利用者に連絡するものとする。

あらかじめ、利用者及び家族等に気象状況による休業基準を周知し、同意を得ておくものとする。

(3) その他

利用者がサービス利用中に前記(1)の警報等が発表された場合にあって、園長が状況をみて帰宅困難と判断した時は、安全が確認されるまでは帰宅させない等の措置をとるものとする。

8 避難の判断基準

次のような場合には、園長は適切に避難させるものとする。

- (1) 柳井市の防災担当課から避難に関する情報を得たとき
- (2) 施設や施設周辺で少しでも普段と違う状態をみつけたとき

【避難の目安】

土砂災害	<ul style="list-style-type: none">・ 「避難準備・高齢者等避難開始が発令」が避難開始のタイミングになる。 また、市からの情報がない場合でも、少しでも危険を感じたらすぐ避難する。・ 土砂災害の前兆現象が現れた場合は、とても危険な状況であり、土砂災害降雨危険度の状況によらず、一刻の猶予なく直ちに避難する。
洪水	<ul style="list-style-type: none">・ 浸水する前の避難が原則。市からの情報に注意し、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示が出た場合は、早急に避難する。・ 市からの情報がない場合でも、低地にある施設など立地条件によって危険となる場合があることから、少しでも危険を感じたらすぐに避難する。
高潮	<ul style="list-style-type: none">・ 気象庁から高潮警報が発表された段階で避難を考える。・ 台風がまだ接近していないときにも警報が発表されることもあるので、気象情報に常に注意をし、早めに避難する。
地震 (津波)	<ul style="list-style-type: none">・ 地震発生後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難する。・ 市からの情報に注意し、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示が出た場合は、早急に避難する。・ 市からの情報がない場合でも、低地にある施設など立地条件によって危険となる場合があることから、少しでも危険を感じたらすぐに避難する。
地震	<ul style="list-style-type: none">・ 地震発生後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難する。

9 避難の方法

(1) 施設内に避難する場合

施設内の避難場所は次のとおりとする。

暴風によるガラス破損等	①北サンルーム及び機能訓練室②地域交流ホール③正面玄関ロビー
地震による一部倒壊	① 北サンルーム及び機能訓練室②地域交流ホール③正面玄関ロビー
土砂災害	① 面談室②休憩室（医务室横、地域交流ホール横）、③地域交流ホール、④サンルーム、⑤食堂兼談話室（1棟・2棟・6棟）

(2) 施設外に避難する場合

- 地震や暴風によるガラス破損等があつても、建物はひび割れ・一部損壊の可能性があるものの、建物倒壊の恐れはないため、建物外への避難は自粛することとする。入居者100名を施設外に避難させるリスクのほうが高いと思われる。
- ただし、津波、高潮及び土砂災害の甚大な被害が見込まれる場合には、近隣施設へ避難する。また、柳井市から避難勧告や避難指示等が出た場合も同様とする。

(3) 避難経路

避難経路は、次のとおりとする。

土砂災害	別表18、別表19
津波	別表20、別表21

なお、避難経路図は、玄関ホール掲示板、2棟入口壁に掲示し、利用者や職員に周知するものとする。

(4) 避難に当たっての留意事項(特養の場合)

当園の利用者は、災害時、自力避難が困難であり、職員の介助を要することから、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示が発せられた場合、次のような方法で避難する。

○ 利用者のグルーピング

入所者の状態によって、移送方法別にグループ分けをし、避難が効率的にできるよう備える。

なお、グループ分けは別表4「対応別避難誘導方法一覧表」を基に整理し、避難時には、グループ別に色分けした名札（服用薬や連絡先なども記載）を首からかける。

【グルーピング】

区分	状態	名札の色
グループ① (独歩者)	短い距離は歩行できる者	標式なし
グループ② (護送者)	移動に車いすを使用し、かつ、自力で座位が保持でき、マイクロバス等の座席に座ることができる者	黄色
グループ③ (担送者)	移動にリクライニング式車いすやストレッチャー等を使用し、かつ、自力で座位が保持できず、マイクロバス等の座席に座ることができない者	赤色

○ 避難先に応じた避難誘導

予測される災害と建物構造などに基づき、避難先を施設外とする場合は、次のとおり定める。

【施設外に避難する場合とその避難先】

- ・ 予測される災害：津波による浸水2m（市のハザードマップによる）
高潮及び土砂災害で甚大な被害が見込まれるとき
- ・ 避難先：津波 ⇒ 星の見える丘工房・ケアハウスゆうわ苑
土砂災害 ⇒ 柳井南小学校

なお、避難は、グループ分けされた利用者について、それぞれ可能な移送手段を用いて誘導するものとする

(5) 配車計画

避難に際しての配車計画は、別表6「避難配車計画表」のとおり

(6) 持ち出し品の準備

- ① 避難先での生活に備え、災害時用持ち出しセットや、避難時持ち出し袋を用意しておく。

持ち出し品については、別表7-①・②・③・④「非常持ち出し等一覧表」のとおりとする。

特に、通常の避難所で準備することが困難な紙おむつ、柔らかい食料、常備薬は必需品とする。

- ② 避難中はぐれたときの身元確認やいざという時の応急処置に必要なため、以下のものを入居者等に身につけさせるか、持たせるため、あらかじめ準備しておく。

- ・ 施設の名称や連絡先を記載したゼッケンや入居者の持ち物（カバン、タオル、帽子等）
- ・ 緊急時連絡用のカード

1 0 食料等備蓄品の準備

- 救援物資等が届くまで、少なくとも3日分程度は自力で対応できるよう、食料品や飲料水などを入所者だけでなく通所利用者、職員の分も含めて備蓄する。
- 備蓄した食料や医薬品が有効期限切れにならないよう、備蓄リストを作成し、定期的に在庫チェックをする。
- 備蓄リストは、別表8-①・②・③（BCPの様式⑩と同じ）のとおり。

1 1 施設、設備の定期的な点検

- 安全対策及び設備チェックリストを作成し、定期的(年1回)に点検を行う。
- 安全対策チェックリストは、別表9-①、設備チェックリストは、別表9-②（BCPの様式⑪-1、⑪-2と同じ）のとおり。

1 2 施設周辺の定期的な点検

- 周辺の気になる箇所を確認する点検リストを作成し、定期的(年1回)に点検を行う。
- 点検の結果、著しい変化が見られる場合には、柳井市の土木課、農林水産課、危機管理室等に早めに相談する。
- 施設周辺点検リストは別表10（BCPの様式⑪-3と同じ）のとおり

1 3 ライフラインが途絶えた場合の対応

- ライフラインが途絶えた場合の対応策は別添3「災害時におけるライフライン対策（代替策）」のとおりとする。

1 4 地域住民等とのネットワークづくり

- 災害時には、柳井地区老人福祉施設連絡協議会加入施設として、「非常災害時相互応援協定書」を締結している。
- 「非常災害時相互応援協定書」は、別添5のとおり。

1.5 職員への防災教育

- 職員の災害に対する理解と関心を高め、いざというとき適切な対応を取ることができるよう、「防災マニュアル」等を活用し、各種災害の基礎知識や平常時、災害時に取るべき行動等を内容とする防災教育を実施する。
- 防災教育の内容、実施時期、実施回数等は別表11「防災教育・訓練計画表」のとおり。

1.6 防災訓練の実施

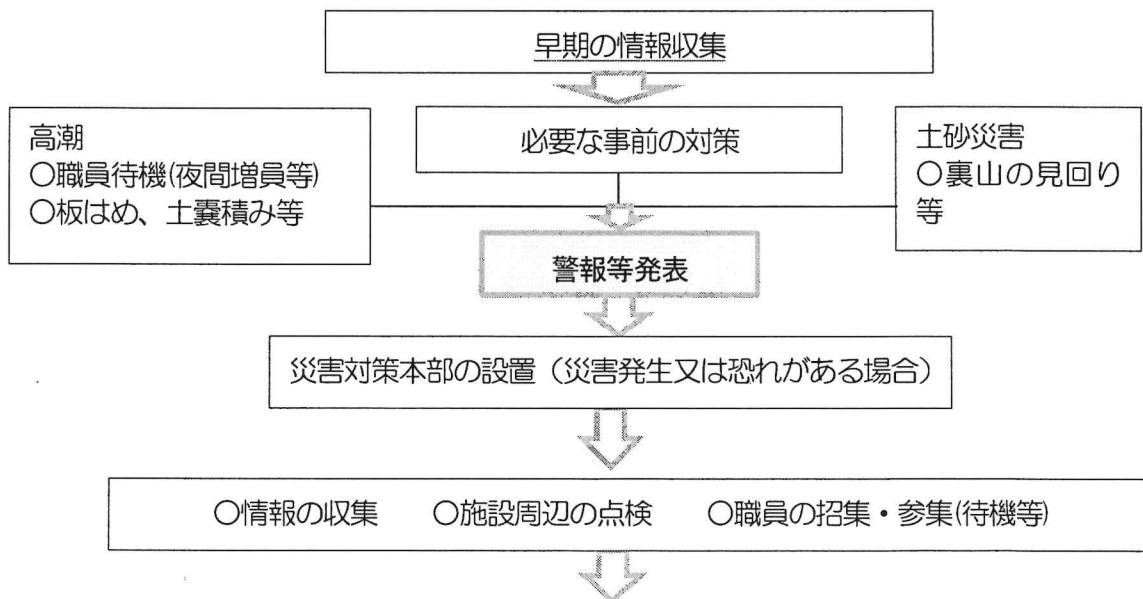
- 火災を想定した訓練とは別に、台風による高潮、大雨災害、土砂災害などの風水害及び地震の発生を想定して、定期的な防災訓練を年1回以上実施する。
- 防災訓練の内容、実施時期、実施回数等は別表11「防災教育・訓練計画表」(消防計画やB C P等と整合を図る。)のとおり。
- 訓練に当たっては、別表12「訓練用災害時行動手順チェックシート」に従い、実施する。

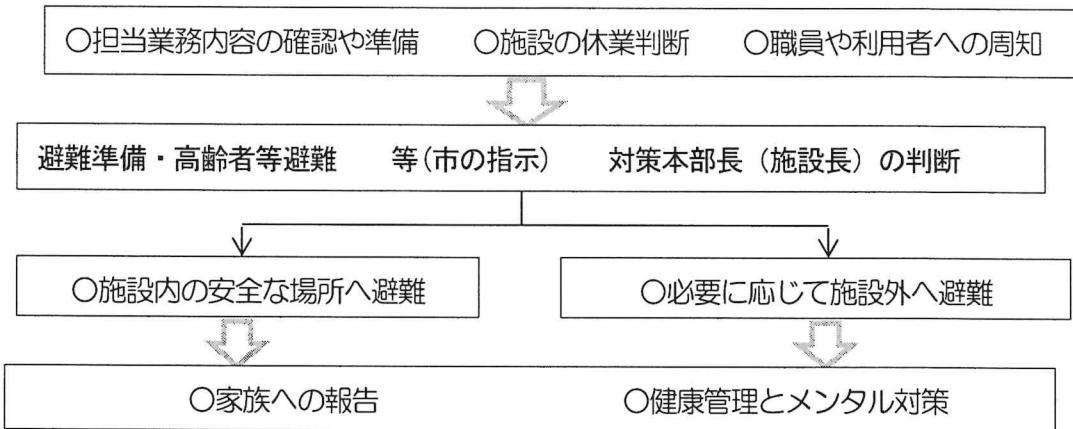
III 災害時の対応

1 風水害(台風・大雨災害等)

(1) 災害時の行動手順

風水害は、気象情報などで危険の接近を知ることができ、事前の準備ができる災害であることから、利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた災害時の行動手順に基づき、適切な対応や活動を行うものとする。





(2) 具体的な行動手順

① 早期の情報収集と事前準備

園長は、常に気象庁等の発表する情報に留意し、台風の接近や大雨等の情報を早めに把握するとともに、これに備えるための体制を整えるものとする。

【台風】

- ・浸水等を想定し、夜間の職員体制（指定職員・男性職員）の強化を図る。
- ・海側に、防水板や必要に応じて土嚢等を設置する。
- ・停電に備えて、懐中電灯等の準備をする。
- ・飛散しそうなものを室内に取り込む。窓ガラスの破損・飛散防止策を講じる。

【土砂災害】

- ・土砂災害を想定し、夜間の職員体制（指定職員・男性職員）の強化を図る。
- ・施設周辺の見回り・確認を行う。

② 災害対策本部の設置（組織体制・役割分担は別表1を基に定める）

園長は、災害発生又はその恐れがあると判断した場合は、速やかに災害対策本部を設置し、各班長に必要な指示をするものとする。

なお、対策本部は事務室に設置し、必要な書類や設備・備品などを準備しておく。

③ 情報の収集

情報収集班(※)は、テレビやラジオ、インターネットなどによる大雨や台風に関する最新の気象情報に注意して、情報収集を行う。

その他本部長の指示により、適切に業務を行うものとする。

④ 施設周辺の点検

防災点検班(※)は、施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意する。ただし、風雨の激しい段階では見回りを一時控えるなど、安全には配慮するものとする。

【土砂災害の前兆】

◆ がけ崩れ

- ・がけからの水が濁る・がけの斜面に亀裂が入る・小石がばらばら落ちてくる
- ・がけから異常な音がする

◆ 土石流

- ・山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる
- ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる（鉄砲水の前兆）
- ・川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる
- ・異常な匂いがする（土の腐った匂い、きな臭い匂い等）

◆ 地すべり

- ・地面からひび割れができる・沢や井戸の水が濁る・斜面から水が吹き出す
- ・電柱や塀が傾く

※ 土砂災害については、気象庁のHPなどの土砂災害警戒判定メッシュ情報等を参照

防災マニュアル(資料篇)を参照

⑤ 職員の招集・参集

夜間や休日の際は、職員参集基準に基づき、職員を招集する。

⑥ 担当業務内容の確認や準備

災害警戒時には、担当別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などを行う。

避難誘導の準備	<ul style="list-style-type: none">○ 救護運搬用具の確認 担架、車椅子等の救護運搬用具を確認する。また、利用者の健康状態を確認し、身体状況に応じた避難方法及び避難経路を確認する。○ 出口及び通路の確保 利用者が安全な場所へ避難できるよう必要な出口や通路の安全性の確保を行う。
---------	---

⑦ 職員や利用者への周知(定期的な情報提供)

- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化を図るため、対策本部には、ホワイトボードを準備し、気象情報などの情報を記入する。また、掲示板などにも掲示する。
- 災害についての正確な情報を伝えて利用者の動揺・不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるよう準備する。

⑧ 事業所の休業判断等

- 園長は、収集した気象情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断を行う。
- その日の利用者があらかじめ特定できる場合は、利用者が家を出る前に休業の連絡をする。
- サービス開始後に休業決定した場合の利用者の帰宅や家族に対する引受けの要請については、気象状況等を十分考慮し、判断する。
- 家族への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないよう、職員立会の下

で利用者や引受者の氏名、引渡時刻を記録する。

⑨ 避難

- 市の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関から避難に関する情報を得たときや施設周辺で少しでも異常現象を見つけたときには、園長は避難を決定し、避難誘導班(※)長に指示する。
- 避難誘導班(※)は、事前に定めている避難方法で（避難場所や避難経路）避難させる。

II-9 を参照

- 浸水や土砂災害のおそれがある場合に施設内で避難するときは、下表の避難場所に避難することとし、食料等もいっしょに搬送すること。

区分	施設内の避難場所等
浸水のおそれ	5棟及び6棟の利用者 → 1、2、3棟のサンルーム、訓練室、管理棟 夜間であれば、地域交流ホール利用
土砂災害のおそれ	2、3、5及び6棟の利用者（約80名） → 面談室、休憩室（医务室横、地域交流ホール横）、 地域交流ホール、サンルーム、食堂兼談話室（1 棟・2棟・6棟）

- 柳井市からの避難準備・高齢者等避難開始が出る前に、施設外に自主避難するときは、避難所の使用が可能かどうかを柳井市の危機管理室又は高齢者支援課に確認すること。
- 夜間、休日等で施設職員が不足している場合、あらかじめ定めておいた伊保庄自治会及び阿月自治会等の協力も得て避難すること。
- ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとること。

⑩ 家族への報告

- 避難誘導班(※)は、災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝えること。

⑪ 健康管理とメンタル対策

- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、柳井市と相談して医師やカウンセラーの受診や受け入れ可能な医療機関への入院を検討する。

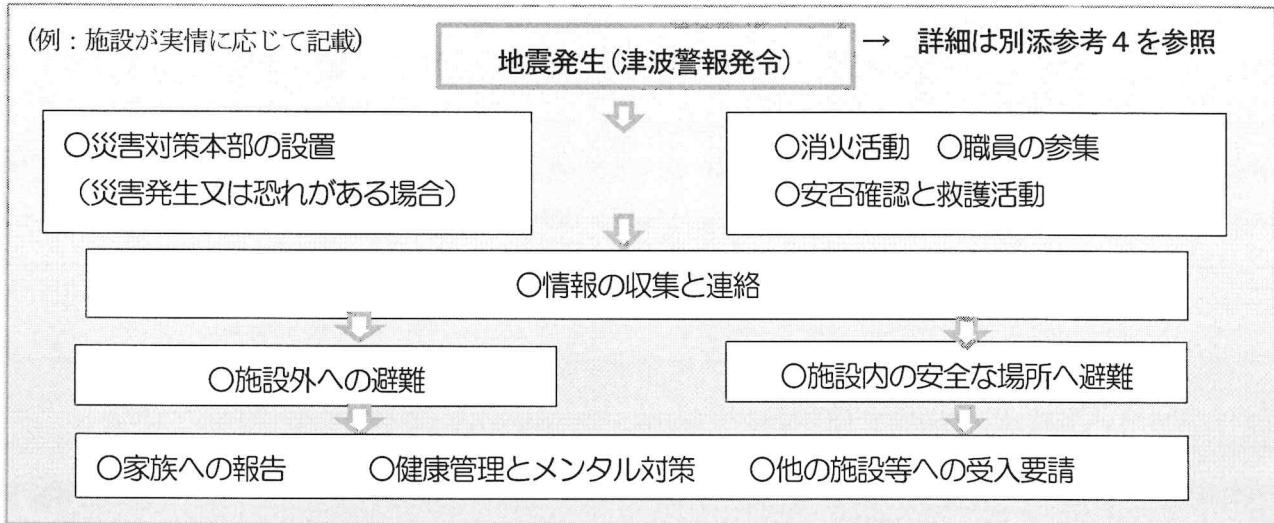
⑫ 他の施設等への受入要請

- 施設の被災や避難勧告の継続等により、休業せざるを得ない場合は、事業団事務局、協力施設、柳井市の福祉担当課、県の長寿社会課とも協議の上、利用者を他の施設等で受け入れてもらうものとする。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、別添4「入所者引継カード」（BCPの様式⑯と同じ）などにより、利用者の配慮事項等を伝えるものとする。

2 地震(津波)

地震については、事前予測が困難な中での備えが必要であることから、あらかじめ当マニュアルで決めておいた手順に従って、適切な判断で対応するものとする。

(1) 災害発生時の行動手順



(2) 具体的な行動手順

① 緊急地震速報（震度6以上）の発表

緊急地震速報を確認した職員は、速やかに周りの職員に知らせる。

② 身の安全確保

職員は、自らの身の安全を確保するとともに、とっさの判断や行動が困難な利用者等に対してヘルメットや防災頭巾等を被り頭部を守る行動をとるよう呼びかける。

- ・ 机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。
- ・ 落下物・転倒物から身を守る。特に頭部を守る。
- ・ ドアを開けて非常脱出口を確保する。
- ・ あわてて外に飛び出さない。

揺れが収まれば、まずは、自分の身の安全を確認する。

- ・ めまいはないか、視覚・聴覚に問題がないか、身体に痛みはないか、怪我・出血はないか、歩行は可能か、職務につけるか、を確認する。
- ・ もしも、受傷している場合は、助けを待つか、近くの職員に告げる。

③ 火元確認等

- 火災発生時に火元付近にいる職員は、「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止する。
- 出火を発見したら、直ちに消火活動を開始する。消火できない場合は、消防署に連絡するとともに、利用者の避難が必要かどうか判断する。

④ 出口及び通路の確保

- 利用者が安全な場所へ避難できるよう出口や通路の安全性の確保を行う。
- 職員はガラスの破片や棚の転倒の状況を確認し、安全な避難経路を確保する。

⑤ 安否確認(第1次)

- 職員は、直ちに別表16「職員安否確認チェックリスト」及び別表13－①「利用者安否確認チェックリスト兼報告書(入所)」により利用者、職員の安否を確認する。
 - 閉じ込められた利用者等がいる場合は救出活動を行う。
 - 居室が使えなくなった利用者等は、安全なスペースへの避難誘導を行う。
- ⑥ 職員の参集及び災害対策本部の設置
- 職員は自身と家族の安全が確保された後、招集・参集基準により、自発的に参集する。
 - 予め定める招集・参集基準や役割分担に基づき、災害対策本部を立ち上げ、参集した職員による班編成を行うとともに組織活動を開始する。
 - 夜間に発生した場合は、職員が参集するまで、総括責任者(代行者)の指示のもと、的確な初動活動に努める。
- ⑦ 館内放送(情報収集班(※))
- まず、館内放送を行う。その後、ラジオ情報などで被災状況等を確認し、情報を迅速に提供する。
 - 情報がないと不安・不隠となるので、大災害発生時は頻繁に放送する。
 - 非常用放送設備が使えない場合は、ハンドスピーカーやトランシーバーを使う。

<館内放送の例>

- 利用者の皆様にお知らせします。
- ただいま強い地震が発生しました。
- 今から、職員が皆様のお部屋を巡回し、安全を確認します。
- 廊下には出ないで、そのままお部屋でお待ちください。
- おちついて、職員の指示に従ってください。

⑧ 入所者等の安全確認(避難誘導班(※))

- 別表13－①「利用者の安否確認チェックリスト兼報告書(入所)」(各フロアに設置)により、一人ずつ安否を確認する。
- 建物は安全なので居室で待機するよう声かけをする。
- 入所者等の安全確認後は対策本部に報告する。

⑨ 救護活動(救護班)

- 対応可能な範囲で応急処置を開始し、けが人の数、名前、場所を対策本部に報告する。
- 重症者がいる場合は救急要請を行う。
ただし、大規模地震発生時には、道路の損壊等で救急車が入れない場合や火災等の発生により消防車等が火災発生場所に集結したため、到着時間が確定しない場合があるので、道路が使えれば、施設の車で運ぶことを検討する。

⑩ 情報の収集と連絡(情報収集班(※))

- 情報収集班(※)は、テレビ、ラジオ、インターネット(行政のホームページ(防災)や気象庁のホームページ)などにより必要な情報を入手する。

【入手すべき災害に関する情報として考えられるもの】

震源地、地震の規模、余震・津波情報、周辺の被害状況、交通状況、避難指示、避難勧告の有無等

- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入する。

- 避難誘導班(※)は、災害の正確な情報を伝えて、利用者の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動を取る。

⑪ 施設内外の点検（防災点検班・災害処理班(※)）

- 防災点検班(※)は、別表14—①・②「建物・設備等被害状況チェックリスト兼報告書」・「大型設備等の点検リスト」により施設・設備の破損状況や施設周辺の危険性について確認する。

- 火気器具及び危険物の点検を行い、出火の有無を確認した上で施設の倒壊危険性の判定を行う。

- 室内、通路、廊下等の落下物や転倒物の点検を行い、ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとること。

- ガスの元栓チェック、火災のチェック、落下物・ガラス破損等のチェックを行う。
- 危険な箇所の報告、落下物の取り除きなどを行う。
- 立入り禁止箇所（損壊、ガラス等散乱）などは椅子等を使い、はっきりわかるように表示する。
- また、停電が予測されることから、電子錠で施錠している場合は開錠する。その際、玄関、各フロアでは、開錠によるリスクに留意し対応する。

- 防災点検班(※)は、施設が被災した場合には、事務局へ連絡するとともに、消防や市の防災担当課又は福祉担当課に応援を要請し、必要な指示を受ける。

また、被災状況については、事務局経由で県の施設担当課に速やかに連絡をする。

○ 事務局への連絡

「防災警戒・災害対策体制に関する要領」の規程に基づき、発生後速やかに事務局に一報を入れる。

その後、暫時、必要な報告を行っていく。（別表15「被害状況報告書」によりFAXで報告する。FAXが使用できない時は、電話での口頭連絡も可）

<本部に連絡が取れないとき>

震度6弱以上の地震などの場合、「災害用伝言ダイヤル（171）」などをを利用して情報発信する。

また、施設側も適宜、当該伝言サービスを確認する。

⑫ 避難（避難誘導班(※)）

- 避難誘導班(※)は、避難先や避難経路の安全を確認する。

- 避難に際しては、施設の立地状況や被害状況等を考慮し、市の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断する。

- 施設職員が不足している場合、あらかじめ了解を得ている地域の協力者の協力も得て避難する。
- 避難に当たっては、余震についても十分注意する。

【避難誘導にあたっての留意点】

- 園長は、建物の損壊状況や周囲の状況を踏まえ、建物内にとどまるか建物外へ避難するか判断し避難行動を指示する。
- 利用者を建物外へ避難誘導する場合、職員は利用者の常備薬（災害時薬）や薬情報提供書等の生命に関わる物を非常持出品として携帯する。
- 建物の倒壊など二次被害の予兆を把握した後の本格的な避難行動は、施設の立地条件や被害状況によって異なるため、以下の基準を目安に、どういう状況の場合にどのような行動を選択するか事前に検討しておく。
- 建物外に避難する必要があるときには、防寒などの利用者の服装、落下物から身を守るためのヘルメットの装着が必要かどうか確認する。

【避難の目安】

- **建物の耐震性が高く被害が軽微な場合**
 - 建物内で待機する。
- **建物に大きな損壊があり建物内にとどまることが危険な場合**
 - 施設敷地内の安全な広場等へ利用者を誘導する。
 - また、被災を免れた周辺の建物等の理解を求め利用者を誘導する。
- **火災等により施設周辺にとどまることが危険な場合**
 - 避難場所へ利用者を誘導する。
 - 自力避難が困難な利用者が多数いる施設や誘導にあたる職員が不足する場合には、地域住民に協力を求める。

⑬ 家族への報告

- 避難誘導班(※)は、災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝える。

⑭ 健康管理とメンタル対策

- 救護班(※)は、利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、市と相談して医師やカウンセラーの受診や受け入れ可能な医療機関への入院の検討をする。

⑮ 他の施設等への受入要請

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、事業団事務局、協定施設、市町の福祉担当課、県の施設担当課とも協議の上、利用者を他の施設等で受け入れもらうようにする。

- 他の施設等に引き受けてもらう際には、別表4「対応別避難誘導方法一覧表」や別表5「施設利用者緊急連絡先一覧表」、別添4「入所者引継カード」などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝える。
- ※ BCPが発動された時点でBCP体制に切り替える。